破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７号
栃木県足利市山下町1421　レオネクスト春日岡ファミリア101、住民票上の住所埼玉県越谷市大字袋山1000番地１　第３正美荘101号
破産者　砂村　　巌
１　決定年月日　平成28年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１０号
山梨県韮崎市藤井町南下條659番地１　ブリランテＮ203、前住所山梨県韮崎市龍岡町下條南割236番地29
破産者　渡邉　義久
１　決定年月日　平成28年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
長野県飯田市松尾城4344番地７、開始時の住所長野県飯田市松尾城4334番地１
破産者　熊谷　　誠
１　決定年月日　平成28年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５１号
静岡県牧之原市松本56番地
破産者　沖　松五郎
１　決定年月日　平成28年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７号
埼玉県上尾市大字上1481番地85
破産者　吉川　美貴
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
新潟市東区下場本町１番17号、開始決定時の住所新潟市東区一日市1818番地
破産者　笠原　弘二
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７０号
静岡市清水区由比604番地の３
破産者　田邊真一朗
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６１号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目609番地　コーポポナール102号、開始決定時の住所名古屋市天白区天白町大字八事字裏山67番地の34
破産者　田中　惠子
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１２７号
大阪府八尾市宮町４－４－22フレシール宮町201、開始決定時大阪府八尾市青山町２丁目６番14号
破産者　豊田　勤士
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５号
島根県大田市温泉津町温泉津口32番地
破産者　旅館ますやこと　益田　康男
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１０号
北海道余市郡余市町美園町４番地
破産者　松浦　一法
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１２７号
福島県田村市船引町横道字日向前22番地
破産者　伊藤　一二
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７２４号
神奈川県三浦郡葉山町堀内375番地の１　グレードⅠ葉山205、旧住所神奈川県鎌倉市坂ノ下27番22号　パークハイツ鎌倉101
破産者　中井　一枝
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２５号
神奈川県三浦郡葉山町堀内375番地の１　グレードⅠ葉山205、旧住所神奈川県鎌倉市坂ノ下27番22号　パークハイツ鎌倉101
破産者　中井　宏和
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９４号
滋賀県高島市今津町桜町１丁目２番地７
破産者　石田　嘉子
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
京都市伏見区納所下野１番地　ＵＲ団地１棟108号、破産手続開始決定時の住所京都府八幡市八幡長町３番地の18
破産者　三國喜美子
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係